

質疑(応答記録)

公告No. : No.457

公告日 : H30年1月10日

工事名(件名) : 市庁舎議場天井崩落対策工事

整理番号	質疑事項	回答
1	<p>図面番号A-02、A-05 特記仕様書(2)(A-02)において、6章内装改修工事2.既存床の撤去並びに下地補修の項目に○印がありますが、10階、11階平面図(A-05)仕上表では床仕上は、じゅうたん貼(既存のまま)となっています。 A-05仕上表を正とし、今回の工事では床は改修しないものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>同項は、トップライト撤去跡に適用しています。</p>
2	<p>図面番号A-02、A-05 特記仕様書(2)(A-02)において、6章内装改修工事1.改修範囲にて既存壁の撤去に伴う・・・とありますが、10階、11階平面図(A-05)仕上表にて壁仕上は既存のままとあり、既存壁を撤去する箇所も無いと考えられます。 A-05仕上表を正とし、今回の工事では、壁は改修しないものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>よろしいです。</p>
3	<p>図面番号A-02 特記仕様書(2)(A-02)において、6章内装改修工事8.軽量鉄骨天井下地にて既存の埋込インサートは使用しないとありますが、全て後施工アンカーで対応すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>軽量鉄骨天井下地は、鉄骨材に直付けタイプを指定しています。</p>